

# 平成25年11月後期定例会 議事録

(1/2)

- |  |
|--|
| <p>・開催日時 平成25年11月28日（木曜日）14時56分～15時53分</p> <p>・開催場所 人事委員会室</p> <p>・出席者（委員）大西委員長 松尾委員 中川原委員<br/>（事務局）伊藤事務局長 原副事務局長 宮原参事<br/>隈本主幹 植松係長 馬場係長 寺田主査</p> |
|--|

## ○議事事項

### 1 平成25年11月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

### 2 平成25年度佐賀県職員採用試験〔U・Iターン型民間企業等職務経験者〕の最終合格者の決定について

佐賀県職員の任用に関する規則第11条第1項の規定により、佐賀県職員採用試験〔U・Iターン型民間企業等職務経験者〕の最終合格者（採用候補者名簿への登載者）について、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

最終合格者数

- ・民間企業等職務経験者（行政） 21名
- ・JICAボランティア等経験者（行政） 1名

### 3 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について

11月定例会に提案された次の条例（案）について、佐賀県議会議長から地方公務員法第5条第2項の規定に基づき意見を求められたため、内容を検討し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

○乙第76号議案 佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（案）

○乙第80号議案 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（案）

<改正理由>

- (1) 平成24年10月12日付け佐賀県人事委員会勧告に鑑み、佐賀県職員及び佐賀県公立学校職員について昇給制度の見直しを行うこととしたため。
- (2) 大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)の施行により、「災害派遣手当」を支給することができることとなったため。

<改正の内容>

1 佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（案）の改正内容

- (1) 55歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあつては、57歳）に達した職員を当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後に昇給させる場合の昇給は、その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定めることとした。（第4条関係）
- (2) 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員で住居又は居所を離れて県の区域内に滞在するものに対し、「災害派遣手当」を支給することとした。（第17条の5関係）

2 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（案）の改正内容

1の(1)と同様の改正。

<施行期日>

平成26年1月1日。ただし、1の(2)については公布の日。

<検討結果>

- 1の(1)の改正については、平成24年10月12日付け人事委員会勧告どおりの内容であり、その後、国家公務員についても、平成25年6月21日に給与法が改正されていることから、異議はないものと考えられる。
- 1の(2)の改正については、平成25年6月21日付けで公布された大規模災害からの復興に関する法律において、都道府県知事等又は市町村長等は、復興計画の作成等のため必要な場合には、関係行政機関の長又は関係地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請できることとなっており、この派遣された職員に災害派遣手当を措置するものであり、特に異議はないものと考えられる。

○報告事項

1 平成25年度佐賀県職員採用試験〔U・Iターン型民間企業等職務経験者〕採用候補者名簿に係る採用予定者数の変更について

佐賀県知事からの採用予定者数の変更依頼について報告した。

2 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて

総務副大臣から知事等にあてて出された「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて（平成25年11月15日）」等について報告した。

○その他

1 行事予定について